



# バルセローナ伯支配下のプロヴァンス都市制度の動向

山瀬, 善一

---

(Citation)

国民経済雑誌, 98(6):27-43

(Issue Date)

1958-12

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/80040652>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/80040652>



# バルセローナ伯支配下の

## プロヴァンス都市制度の動向

山 瀬 善 一

—

九四八年の権利授与によつて生れたプロヴァンス伯家に代つて、一二世紀初期には遺産として伯権利を所有した外来の三家が存在した。即ち、トゥールーズ伯家、ウルヘル(Urge)伯家、及びジェヴォダン(Gevaudan)伯家である。次いでジェヴォダン伯家はその後継者ドゥース(Douce) 姪がバルセローナ伯レモン・ペランジェ(Raimond Bérenger)三世(プロヴァンスにおいては Raimond Bérenger I と呼ばれる)と結婚する(1112<sup>2/3</sup>)<sup>(1)</sup> ことによつて、バルセローナ伯がプロヴァンスに關係を持つに至つた(1113<sup>1/3</sup>)<sup>(1)</sup>。ドゥース姪は父の遺産としてプロヴァンス伯領の一部を、母の遺産としてジェヴォダン、カルラデ(Carladez 又は Carlatans) 及びロデズ(Rodez) 伯領の一部をバルセローナ伯にもたらしたのである。バルセローナ伯のラングドック及びプロヴァンスを含めた大帝国建設の野望とトゥールーズ伯のそれに劣らざる野望とは、南フランスに一二世紀から一三世紀中頃にかけて宿命の政治闘争を惹き起した。<sup>(2)</sup> トゥールーズ伯レモン・ドゥ・サン・ジル(Saint-Gilles) は第一回十字軍の長として出陣し、その死(1105) 後、聖地(Mont Pélerin) で出生した次子アルフォンズ・

ジウルダン (Alphonse Jourdain) はいまだ幼少であつたので、占領地確保のため長子ベルトラン (Bertrand) が聖地に赴き、最初のトリポリ (Tripoli) 伯となつた (1112<sup>(3)</sup>)。幼少のアルフォンズ・ジウルダンは連れ帰されたが、一一一九年成年に達すると間もなく、バルセローナ伯との間に戦端が開かれた。ところが一一二五年九月一日に和解が成立し、トゥールーズ伯のプロヴァンスとバルセローナ伯のプロヴァンスとが地域的に明確化せられた。バルセローナ伯のプロヴァンスは爾来西部はローヌ河に、北部はデュランス (Durance) 河によつて境界とせられ、アヴィニョンとその附近地域 (le Pont de Sorgues, Caumont 及び le Thor) は両家の共有となつた。この和解が一方では以後の世紀におけるプロヴァンス伯領を決定づけると共に、他方では一二四五年迄この地域をバルセローナ伯の政治的軌道に入らしめたのである。

ペランジェ一世はプロヴァンスをカタルーニアの伯領の附属地として統治した。プロヴァンスの行政長官は同時にバルセローナの *senéchal* であつた。伯は助言者として登用したフレジユス (Frejus) 及びアンティーベ (Antibes) の司教の支持を受けて、動もすれば謀叛し勝ちな領主達の懐柔に努めた。一一三一年七月末の死に際して、バルセローナ伯領を長子レモン・ペランジェ四世に、プロヴァンス伯領、ルウエルグ (Rouergue)、ジエヴォダン及びカルラデを次子のペランジェ・レモン (Berenger-Raimond) に帰属させた。しかしこの分離は完全なものではなく、一一三二—一三六八年間バルセローナの *senéchal* ギョーム・レイモン (Guillaume Raymond) によつて両伯領が治められた。このことは明らかにプロヴァンスがバルセローナに或る種の隷属をしたことを意味する。ドゥース姫の妹エティエヌ (Etienné) の夫レモン・ドゥ・ボオ (Baux) が、トゥールーズ伯 (Alphonse Jourdain) の支持を受けてプロヴァンス伯領の乗取り策に出て、一一四三年軍事行動となり、翌年ペランジェ・レモンはモーギオ (Maugio) で戦死した。これに加えて、皇帝コンラット三世からレモン・ドゥ・ボオへの権利授与 (1145<sup>(4)</sup>) もあつて、バルセローナ伯のプロヴァンス支配は一時危機に瀕した。しかしペランジェ・レモンの死は却つてプロヴァンスとバルセローナ伯との結び付きを強固にしたように思われる。ペランジェ・レモンの子息レ

モン・ベランジェ三世は、伯父で既にアラゴンの王位継承権を確保していたバルセローナ伯レモン・ベランジェ四世の後見を受けるに至つた。この時から戦況は好転したため、今迄不満を抱いていた領主達も一一四七年二月には集約的にバルセローナ伯及びその被後見者に服従を誓い、成功裡に一一五〇年アルルで和平が成立した。<sup>(4)</sup> それ以後にもレモン・ドゥ・ボオの謀叛は繰返されたが、伯は今や皇帝の好意を取戻し、イタリアのトリノ(Torino)においてフリートリッヒ一世の面前で決定的和平が取結ばれた(1162)。同年バルセローナ伯ベランジェ四世の死に臨み、その若き三人の子息の後見がプロヴァンス伯ベランジェ三世に託された。彼は三年間カタルーニアに居住し、カタルーニア及びアラゴンにおける問題処理に當つた。

ベランジェ三世はジェノヴァの煽動で暴動を起したニスへの遠征中に三〇才足らずで夭折した。又この夭折が結果的には両者間の關係を一層強化することとなつた。ベランジェ三世は男子相続人なく死亡したため、その遺産は、バルセローナ伯で一一六四年以来アラゴン国王でもあつた嘗ての被後見人、しかも甥の關係にあるアルフォング(Alphonse)二世(プロヴァンスにおいてはAlphonse Iと呼ばれる)によつて、トゥールーズ伯レモン五世の要求を退けて受継がれた。彼の統治と共にトゥールーズ伯との戦争が再開せられ、皇帝のプロヴァンスへの干渉などもあつて多難な時代が続いた。しかし、一一九〇年一月二六日のジャルネゲ(Jarnages)におけるトゥールーズ伯とプロヴァンス伯との第二回目の平和条約以後にアルフォング一世の統治は最盛期を示し、バルセローナ伯の指導権はアラゴン及びカルラデからアルプスに及び地中海を取囲む地域を支配する。アルフォング一世はプロヴァンスに行政的自治を与える必要を知り、その行政の長に特殊な役人を任命した。史料では *baile de Provence, procureur du roi d'Aragon ou procureur de Provence* と呼ばれている。しかし次弟のレモン・ベランジェ四世にプロヴァンス伯領の統治を代理委託した時に、この制度は一時中断するが(Beranger IVは一一八一年四月五日に *Montpellier* で暗殺せられると、更にその弟である *Sanche* に代理委託した)、アルフォング一世

バルセローナ伯支配下のプロヴァンス都市制度の動向

の未だ幼少である次子アルフォンズ二世に帰属させるに及んで *baile* 又は *procurateur* の制度も復活した。裁判制度においても伯の下に職業的・永続的裁判官が置かれ、一一七九年にはカタルーニア語の *Garcia de Resa* に相当する *judge mage* なる最高裁判官が存在するに至る。同時に又、領域の行政組織の端緒をも見ることが出来る。古いローマ的表現に従つて命名せられた *Balgs* は、アルフォンズ一世時代以来益々屢々史料の中に現われ、その使命が拡大せられたことは明らかである。

この時代にバルセローナ伯の本拠カタルーニアにも都市について興味ある事実が起つている。<sup>(5)</sup> 一一八二年六月セルヴェーラ (*Gervera*) の市民は *confratria* を形成し、この *confratria* の *fratribus conuratis* 中から統治の義務を負う *consuls* を選ぶことの認可が与えられた。これによつて都市の領域内に世襲財産を与えられていた二〇人の騎士集団が排除せられた。更に同じ認可が少し前にヘローナ (*Gerona*) の *confratribus conuratis* にも与えられているし、後の一一八五年にもセルヴェーラから程遠くない小地域 (*Villegresse*) を植民した人々にも「汝等の間に *confratria* を持つこと」 (*confrarian inter vos habendam*) が認可せられている。このような認可の本質は、セルヴェーラの史料に従うならば、都市を改善するに適當と思われる軍事遠征を企てる能力にあつたようである。この現象がどのような影響で現われたかは明言し得ないが、都市制度についてヨリ早くイタリアの影響を受けて発達した南フランス特にプロヴァンス都市に負つていと考えてよいであろう。<sup>(6)</sup>

アルフォンズ一世に継いで、その長子ピエール (*Pierre*) 二世がアラゴン、バルセローナ及びラングドックにある若干の主権地を、次子のアルフォンズ二世がプロヴァンスを継承した。兄弟は長子の指導下に重要な企てごとくに協力した。プロヴァンス伯領がフォルカルキエ (*Forcalquier*) 伯ギヨーム (*Guillaume*) 四世によつて侵されるに及んで、アルフォンズ二世はピエール二世の援けを得て防禦にあたるが、一一〇九年一〇月にギヨーム四世とアルフォンズ二世が殆んど時を同じくして歿し、ためにアルフォンズ二世とガルサンド・ドゥ・サブラン (*Garsende de Sabran*) との子息レモン・ペランジェ五世がプロヴァンスとフォルカルキエとの両伯領を掌中に収めることとなつた。しかしペランジェ五世ははまだ四才に過

ぎず、ピエル二世の後見を待たねばならなかつた。そこでピエル二世はアラゴンとプロヴァンスとの統治を引受けることとなつた。ところがエスバニユアのサラセン人に対する戦争並びにアルビジョア十字軍の展開から生じた諸問題に忙殺せられていたので、プロヴァンスの問題は叔父のサンシユに委ねた。しかしピエル二世がトゥールーズ伯を援けてアルビジョア十字軍に抗したことは、重大な結果を南フランスのバルセローナ伯領にもたらした。ピエル二世は一二一三年ミュレ(Muret)で殺され、ピレネ山系以北でのバルセローナ伯の干渉は終末を遂げると共に、短期間ではあるが、プロヴァンスとアラゴンとの政治的分離を結果させた。プロヴァンスは一二〇九年以来、就中一二一一年以来明らかに混乱に陥つている。内には諸領主、諸都市の独立運動が活潑化し、外には領土的野心を抱く者の脅威があつた。<sup>(7)</sup>このような危機に際して、アラゴンで養育せられていたベランジエ五世の連れ戻し運動が行われ、一二一六年末に成功を収めた。彼は一二一九年には既に一四才の成人に達し、ベアトリス・ドゥ・サヴォア(Béatrice de Savoie)と結婚(1220)した。ベランジエ五世の優れた才腕と彼を取巻く賢臣とによつてプロヴァンス伯の権力再興は以後着々と進められるに至つた。行政制度の改革を行い、一二一八年以来一定の行政区画として *baillies* を設け、その長として *baillies* を置いた。更に一二三五年にはこれ等 *baillies* が若干の上級 *baillies* の指揮下に集団化せられる。ところで上級 *baillies* 六人の出身地を見るに少なくとも四人(Romée de Villeneuve, Rodrigue Justas, Guillaume de Cotignac, Guillaume de Revenga)は、確実なカタルーニア人であるか又はその子息であり、更に一人(Périsso)もその可能性が強い。今一人(Pierre Amic)はカタルーニア人ではないが、ローヌ河以西の出身でプロヴァンス人ではない。カタルーニア人の中ロメ・ドゥ・ズレネウーヴは、アルフォンズ一世時代にリオブレガート(Llobregat)河溪谷から来住したのであるが、一二三四年以来東部プロヴァンスの上級 *baillie* であつたのみならず、*baillie de Provence* 即ち伯の行政長官と軍事力の長をも兼ねていたので、その影響は絶大なものがあつたと考えられる。このことはベランジエ五世の統治の性格を知る上に重要な意義を持つのではなからうか。伯の集権的体制確立への努力はこのよう

人物によつて推し進められたのである。

プロヴァンス伯領の再建をなしたとげたヘランジェ五世には男系の相続人なく、三人の姪 (Marguerite, Éléonore, Sanche) はそれぞれフランス国王ルイ九世 (1234・結婚年以下同)、『イギリス国王ヘンリー三世 (1236)』その弟で後に神聖ローマ皇帝に選出せられるロンウォール伯リチャード (Richard de Cornouailles) (1243) と結婚したため、第四姫マートルス (Beatrice) が継いだ。シヤルル・ダンジヤ (Charles d'Anjou) との結婚 (1246 1/31) によつて、プロヴァンス伯領はバルセローナ伯との関係が断たれ新しい時代に入る。

(1) バルセローナ伯のプロヴァンス支配時代に關する一般史については Bourilly, V. L. et Busquet, R.: *La Provence au Moyen Age*, Paris 1924 などがあつた。最近の手頃な概説書として Busquet, R. et Bourilly, V. L.: *Histoire de la Provence, (Que sais je?)* 1944; Busquet, R.: *La Provence, des origines à la Révolution française, Monaco 1954* などがある。R. Busquet のこの三書は大体同じ體調であるが、最後のものが最も詳しい。以下の叙述は Busquet と負つてゐる。

(2) この政治闘争の意義については Higounet, Ch.: *Un grand chapitre de l'histoire du XII<sup>e</sup> siècle, la rivalité des maisons de Toulouse et de Barcelone pour la prépondérance méridionale, dans Mélanges d'histoire du moyen âge dédiés à la mémoire de Louis Halphen*, Paris 1951, pp. 313 sqq. を見よ。なお Higounet は次のように述べてゐる。トワールーズ伯家とバルセローナ伯家のゴッネ山系及び地中海の西ヨーロッパ沿岸に優越権を有するための競争は、皇帝と法王庁との争ひ、ゴングロ・ブシユヴァン國家の形成とカヌー王朝の成長、東洋への十字軍とゴッネ山の再征服というこの時代の大事件に比して、等しい地位を持つものと現実には見なければならぬ (Ibid., p. 313)。

(3) トワールーズ伯家支配下のトリポリイ伯領については戦後優れた研究を見よ。Richard, J.: *Le comté de Tripoli sous la dynastie toulousaine*, Paris 1945.

(4) 経済的に興味あることは、この時代頃にタラスモンにおいて伯の収入源として塩の独占が行われたと最近主張されてゐることである。Mlle Jeanne Vieillard が『プロヴァンス』校合せられた史料の塩独占に關する一部が最近 Jacques de Romefort が『プロヴァンス』を刊行して見、且つフランス語訳から採られた (Aux origines provençales de la gabelle, *Le monopole du sel à Tarascon en 1150*, dans *Mélanges Busquet, questions d'histoire de Provence (XI<sup>e</sup>-XIX<sup>e</sup> siècles)*, Vaison-la-Romaine 1956, pp. 59 sqq.)。この記述はゴッネ山系に於ける gabelle の起源を問題を持つてゐる。gabelle という用語は十三世紀初期のメロヴァンヌの史料ではこのやうな間接税にも使用せられてゐる。その用語が塩の独占に限定せられるのは十三世紀末に現れた。gabelle の語源はアラビア語の Al Kahala (塩) に由来する。バルセローナ伯家の時代に鹽々 (cabella), (cabellarius) の形で現われる

(Ibid., p. 59 n. 3)。<sup>3)</sup>従来 (Salmaria) を単に塩庫と解釈して来た (例え Dupont-Ferrier, G.: Etudes sur les institutions financières de la France à la fin du moyen âge, Paris 1930, t. I, p. 138. には Tarascon の一一四四—一五〇〇年頃塩庫がもつたことを指摘している)。この対して上記論文で J. de Romefort 等は塩についての五十種について君主又は聖俗領主によって実行せられた独占を意味するものとしている。

(5) カタルーニャ都市については戦後 J. M. Font-Rius 等の優れた研究 (Orígenes del régimen municipal de Cataluña, Madrid 1946) を発表したが、未見である。同一著者の Annales du Midi, t. 69 (1957), pp. 293 sq. に著せられた論文 (Un problème de rapports: gouvernements urbains en France et en Catalogne (XII<sup>e</sup> et XIII<sup>e</sup> siècles) 以下) がある。id.: Les villes dans l'Espagne du moyen âge, histoire de leurs institutions administratives et judiciaires, dans Recueils de la Société Jean Bodin, VI, La ville, institutions administratives et judiciaires, Bruxelles 1954, pp. 263 sq. はキリスト教ヘスベニアの全都市を取扱ふこの種の総合的研究としては唯一の優れたものである。

(6) 北西ヨーロッパ都市の特色とせられる commune の本質と conjuratio と求めるものは (Petit-Dutaillis, Ch.: Les communes françaises, caractères et évolution des origines au XVIII<sup>e</sup> siècle, Paris 1947, pp. 5 sqq.) R. Grand の Aurillac の二つ主張による。同著 (Les (Paix) d'Aurillac, Paris 1945, introduction. については既に一九四三年 Revue historique du droit française et étrangère, t. 21, pp. 149 sq. に “La genèse du mouvement communal en France” という發表せられたものがある。なお id.: Considérations sur l'évolution du mouvement urbain dans le haut Moyen Age, Rev. hist. d. droit fran. et étrang., t. 32 (1954), pp. 297 sq. を参照) commune 都市地域と consulat 都市地域との差違は曖昧となるであろう。トワールヌースは既に一一五二年 conjuratio が禁止せられたが (Petit-Dutaillis, Ch.: op. cit., pp. 20 sq.) ノロマンヌの都市では、後述の如くヘランジェ五世の平和令 (1222) にその禁止規定を見る。

(7) プロヴァンス人はアルビジョアの異教徒に援軍を送らなかつたとはいえず、都市の住民は十字軍の反響で動揺し、語の同胞に深い同情を感じた。そして司教及び修道院に対する不平を燃えあげた。これは宗教的なものを口実にしながら、その実、教権反対の傾向を持つ confréries の形成又はそれへの改組に好都合であった。confréries はバルセローニ、タラスコン、アヴィニオンで consulat に代り、トワールヌース伯と同盟を結んで、その領地の再征服を援助する。一一二六年夏には上記三都市の協力を得てトワールヌース伯は Beaucaire を奪回する (Busquet, R.: Histoire de Provence, Monaco 1954, p. 150)。

## II

バルセローナ伯のプロヴァンス支配の政治的事情を概観した。次にこの期間におけるプロヴァンスの都市制度に対するバルセローナ伯の政策という観点から考察を進める。

先ず、南フランスにおける都市制度の中でプロヴァンス都市が占めていた地位を見定めておく必要がある。一般に南ヨーロッパ支配下のプロヴァンス都市制度の動向

ヨーロッパ都市制度の一つの特色とされている *consulat* は、プロヴァンス及びラングドックに拡大するのであつて、アキテーヌは北ヨーロッパの都市制度に類似した様相を示す。アキテーヌ都市のこのような事情は、その地が経済的に西部即ちポルドー及び大西洋に向けられており、政治的にブランタジュネ王朝の支配下に置かれていたことと関連を持つ。<sup>(1)</sup> *Etahissements de Rouen* がアキテーヌの南部バイヨンヌにまで侵透していたのである。<sup>(2)</sup> プロヴァンス及びラングドックの都市は、その發展の様相から一般的に言つて前者は早熟の都市、後者は稍々後進的都市と見ることが出来る。<sup>(3)</sup> プロヴァンスの河川及び海岸沿いの大都市マルセーユ、アルル、アヴィニョンは既に一〇世紀以来都市發展の徴候を見、新しい *bourgs* が市壁外に設けられた。兩地域の發展の時期には約一世紀の喰違ひがあり、これは經濟的發展の差違ひに基づくものとせられてゐる。ここで經濟的發展といふのは工業的なものでなく、商業的なものであつた。プロヴァンスは回教徒の拠点フラクシネートゥム (*Fraxinetum*) が破壊せられて<sup>(4)</sup> (遅くとも 983) 以来、活潑な対イタリア商業に従事することが出来た。これに反し、ローヌ河西部はいまだ一一世紀においても回教徒の脅威下に置かれ、且つイタリアからも離れていた關係上經濟的には後進地域となつてゐた。

プロヴァンスにおける *consulat* の形成にとり、イタリアの例にもれず、十字軍が好都合に作用した。この制度は聖俗領主を取巻く貴族と *prud'hommes* とからなり、初期には市民の関心を防衛するよりも寧ろ領主の関心を支持するものであつた。形成過程も平穩裡に進められたので *consulat* の出現について正確な年代を確定することが不可能な程である。主要都市について、史料によりその存在が確認せられる年代は以下の如し。アルル一一三〇年、アヴィニョン一一三六年 (おそらく1139)、ニース一一四四年、タラスコン一一五〇年、グラス一一五五年、マルセーユ一一七八年。尤もこれ等の年代以前に既に存在していたことは十分に考えられるところである。<sup>(5)</sup> *consulat* 都市は一二世紀の後半において或る種の自治を享受し、グラス及びニースにおいては *consulat* がジェノヴァと通商条約を取結び、更には伯達の鬭争にも参加した。この

ような事情から、一一六六年にはニースがジェノヴァ人と結んで暴動を起し、独立の態度をとつた。レモン・ペランジェ四世が夭折したのは、この事件への遠征中であつたことは前述した。

アルフォンズ一世は都市に關し比較的自由的な態度をとり、グラス(1176)・ニース(1176, 1189)・アルル(1194)などの *consulat* を確認すると共にマルセーユにもこれを認めた。この時代におけるカタルーニア都市については前に若干触れておいた。

アルフォンズ二世の統治下においても先君の政策が踏襲せられ、一二〇三年二月三日タラスコンの騎士と *prudhommes* とのためにその *consulat* に与えられていた諸特權、自由、*immunité* が確認せられ、これまでの慣行が是認せられた。<sup>(6)</sup> 又セヌヌ(Seyne)にも *consulat* の認可が見られる。<sup>(7)</sup>

ペランジェ五世による政治・司法の集權的体制確立への努力は、一二二二年四月一二日に公布せられた「平和令 *status de paix*」となつて現われ、都市に關してもその重要な一項目として *conjuraciones, conspiraciones, confratrie* 及び *consulatus* の創設を五カ年間に互つて禁止している。<sup>(8)</sup> 尤も、伯の實際の態度は各都市について可成りのニューアンスを含んでいた。タラスコンには平和令の期限満了を前に新しい平和令を公布し、<sup>(9)</sup> 既存の *consulat* の廃止(1226)をも行つた。同じことはグラスにも適用せられた。<sup>(10)</sup> これより先、一二一五年にニースはジェノヴァに服したのでロメ・ドゥ・ヴレネウヴの指揮下に遠征軍が組織せられ、鎮圧した後伯領最初の *baillie* の制度が設けられた。<sup>(11)</sup> マルセーユについては、最初強硬策を用いることなく柔軟な懷柔策を以て伯權力の扶植に努めたが、一二三〇年には軍事的強硬策がとられるに至つた。しかし、市内に入ることが出来ず、余儀なく引返した。その後マルセーユがトゥールーズ伯レモン七世に服したため、名目上の主權は認めしめることが出来たが、完全な支配には及び得なかつた。

次に、ペランジェ五世によつて採用せられた都市についての集權体制を F. Benoit の編纂した史料集 (*Recueil des actes* バルセローナ伯支配下のプロヴァンス都市制度の動向

des comtes de Provence appartenant à la maison de Barcelone, Alphonse II et Raimond Bérenger V (1196-1245), 2 vols, Monaco-Paris 1925) から吟味して見よう。史料を通観して窺えることは、次の二つの傾向である。(以下 Benoit からの引用は頁数と史料番号を付す。なお、特記なきものは第二巻を指す) (一) consulat の中に伯の役人が加えられること。(二) 伯の宿敵トールーズ伯又はその他の勢力と結び付いて強力に抵抗した都市は、consulat の廃止という強硬手段がとられたこと。

先ず前者について若干の例を挙げよう。セュヌについては、一二三三年八月五日に consulat の組織が規定せられ、四名を定員とし、三名の consuls は都市によつて選ばれるが、伯の baile が第四の consul とせられてゐる (pp. 168 sq. no. 69)。セュヌと同型の規定を受けた都市は、他にクルブロオ (Couloubraux 1223-45) (p. 485 no. 394)、ブレオール (Breole 1223-45) (p. 486 no. 395)、ヴェルダシエ (Verdaches 1237<sup>5/25</sup>) (p. 350 no. 268)、マリオ (Mariaux 1237<sup>5/27</sup>) (p. 350 no. 269) がある。スロネ (Selonnet) は、一二二八年四月七日に永久的な consulat の譲渡を受けると共に consul について次のように規定せられた。四名を定員とし、prud'hommes の中から二名、領主の中から一名が選ばれ、それに伯の baile が加えられた (p. 231 no. 120)。バルセロネット (Barcelonnette) では、一二三二年二月二日に四名の consuls と一名の baile 又は viguier とで consulat が構成せられた (pp. 255 sq. no. 155)。コルナル (Colmars) 及びプロス (Allos) では、一二三三年十一月二七日に三名の prud'hommes と一名の領主出身 consul に baile が加わつて五名の consulat 定員が規定せられてゐる (pp. 297 no. 198)。バイモン (Bayon) では一二三三年十一月六日に baile と他の二名の consuls とを三名定員の consulat であつたが (pp. 296 no. 196)、一二三七年又は八年一月三日に領主 (Arnoul Motet) が consulat に参加し四名となり、更に二名の prud'hommes 出身の consuls は伯の baile によつて選ばれるに至つた (pp. 362 sq. no. 276)。ムステイエ (Moustiers) でも年代は確定出来ないがこの時代に baile を加えた五名定員の consulat が組織せられる (p. 491 no. 411)。

強硬政策がとられた例として、マルセーヌなどとは異り当時いまだ明瞭な帰趨を示しておらず、一二世紀に伯領の主都で

あつたタラスコンを取挙げよう。バルセローナ伯がプロヴァンスに登場した時には、この都市は伯の直領地である *castrum*、共同領主 (*conseigneurs*) によつて支配せられた下町、並びに都市防衛のための騎士 (*milités*) の封地に分れてゐた。一一三五年以来この地方を動搖させたレモン・ドゥ・ボォとの戦争の間に、タラスコンの共同領主は屢々都市を離れたので、その不在中に騎士と *prud'hommes* とが結んで *consulat* 形成に踏切つた (1124-50)。しかし、その後騎士は共同領主に近づき *prud'hommes* の利益を侵害した。ところが一一九九年新しい規則の制定を見て、*prud'hommes* は平等の権利を獲得する。一一〇三年一月三日には、前述の如く、アルフォンス二世の確認文書を受けた。次いで一一〇九年以来レモン・ベランジェ五世の執政迄のプロヴァンスの混乱に際し、再び *prud'hommes* は平等の権利を失う。一二二一年ベランジェ五世はタラスコンに乗出し、*consulat* に没収せられていた伯の権利、特に通行税 (*pedagium*) と塩税 (*salnaria*) とを回復するが、他面 *consulat* の特権と *immunité* とは確認する (pp. 136 sqq. no. 52)。次いでベランジェ五世はフランス国王ルイ八世によつてローヌ河地域で企てられたトゥールーズ伯に対する戦争を援助し、国王の占領地を保護することを約した (p. 195 no. 99)。更に国王はアヴィニョンへ攻撃を加えるが、これに引續いてベランジェ五世はタラスコンの *consulat* と他の諸特権とを返還せしめ、*consulat* に代えて *syndicat* を与える<sup>(12)</sup>。この仕業にタラスコン市民は穩かに従つた訳ではない。一二二六年以来市内は暴動下にあつた。このような事情が一二二二年の一般的平和令のこの年におけるタラスコンでの更新となつて現われたように思われる。もとより、全市民が一致した意見を持つていたのではなかつた。当時都市の支配階層である騎士と *prud'hommes* とは、それぞれの利害を異にし、独立への意欲をヨリ強く抱いてゐたのは *prud'hommes* であつた。過去に起つた *consulat* の坐折は両階層の利害不一致に依存してゐた。ところで、今度の *consulat* 形成の動きには騎士階層の或る者の同調が得られたようである。尤も、運動は一二二七年に一時小康を得たと思われる。例えば、伯は一方 *prud'hommes* に赦罪を宣言すると共に、*castrum* を逃れた市民に帰還を許し、如何なる害をも加えないことを約すが (pp. 218 sq. no. 109)。

他方騎士及び *prud'hommes* の代表者も一二の竈 (*fourni*) を持つ權利を伯に委ねているからである (pp. 219 sq. no. 110)。これであることが終結したのではない。タラスコンは当時都市自由の維持に努力していたマルセーユと同盟し、更にその都市の例に倣いプロヴァンス伯の敵トゥールーズ伯レモン七世に臣従した (1230 <sup>11/26</sup> ~ 1231 <sup>2/18</sup>)。かくしてプロヴァンス伯の主権はタラスコンでは最早認められなかつた。その間一二二九年一月二五日にプロヴァンス伯は、アヴィニヨンの司教 (*Nicolas de Corbie*) の仲介によつてタラスコンとの關係を取戻そうとしたが (pp. 237 sq. no. 129)、タラスコンではこのようなことは意に解せず、トゥールーズ伯の強い支持を得て、その庇護下に伯の役人を強制的に立退かしめて、裁判権を奪い、*castrum* とその領地を侵害し、更に伯の収入を没収した (p. 283 no. 186)。しかし再度、プロヴァンス伯は交戦の不利を知つてか又時をかせぐためか何れにせよ、和解を望み一二三一年二月一日にはアルル大司教 (*Hugues Berard*) を介してマルセーユ及びタラスコンとトゥールーズ伯との結合を互解させるように試みると共に (pp. 251 sq. no. 148)、彼の忠臣 (*Albe de Tarascon, Bertrand de Lamanon*) をアラゴン国王の許に送つて休戦に関しトゥールーズ伯と取持つよう懇願した (pp. 252 sq. no. 149)。

このような処置にとつて、タラスコンはトゥールーズ伯との結びつきをヨリ一層強固にすることを以て応えたようである。<sup>(13)</sup>レモン七世の来市 (1232の春) を待つてプロヴァンス伯に戦争を仕掛けた。ベランジュ五世も交戦を決意し、市内に内乱を起さしめるため、市民間の対立を煽動した。彼の側近でタラスコンの騎士である四名の者 (*Albe, Aimeric, Ricau, Huglin*) を利用して同僚の抱込策を計つた。騎士階層の中にはこれに乗ぜられる者もあつたが、*prud'hommes* の離間は困難を極めた。<sup>(14)</sup>しかし騎士階層と *prud'hommes* との結合を或る程度解消させることが出来、嘗てタラスコンの *consulat* が繰返した轍を再び踏む憂目を見る。このため市内は大混乱を呈し、プロヴァンス伯に有利にさえなつた。そこで先ず市民は内乱を終熄せしめることが、市民の権力を強化するには必要であることを痛感し、プロヴァンス伯への加担者と談合を始

めた。次いで裏切者を断乎処分する革命的規約が設けられたが (p. 284 no. 186)、プロヴァンス伯への加担者の抵抗はアルルの支持を受けて依然として続けられた。ここにおいて内外への命令と指示との統一を計るために *potestat* を設けることになった。アルル及びマルセーユにおけると同様、否それ以上にタラスコンにおける *potestat* は内的平和をもたらす手段を越えて自治都市の強化を内に秘めていた。*potestat* は都市を救うために必要なあらゆる手段をとることが出来、外来者が任ぜられたが、実際に選ばれた人物はトゥールーズ伯への熱烈な加担者ジロォ・アミック (Grand Amic) である。このことは仲裁というよりも寧ろトゥールーズ伯に生気を与える結果となつた。プロヴァンス伯への加担者は勿論これに満足する筈はない。彼等は誓約を拒否して逃亡した。アミックの指導下にタラスコンは今や積極的にプロヴァンス伯への戦争に参加した。一二三三年三月におけるベランジェ五世のアミックとの和解の努力 (p. 271 no. 173) もなんら事態を收拾することが出来なかつた。プロヴァンス伯の主権の象徴でもあつた *castrum* は市民達の攻撃の中心となり、逃亡した裏切者の家屋及び財産と共に破壊と掠奪とが恣に演ぜられた。このように過激な反抗となるに至つたのは、アミックの個人的性格によるところも大であつたようである。

処で、ローマから追放せられた法王の権利をイタリヤで再興するために、プロヴァンスにおける皇帝の政策は全く新しい方向に交つた。今迄プロヴァンス伯の *consulatus* 諸都市に対する闘争に好意を寄せていたのが、今や出来るだけ速かに戦争終結を望むに至つた。カイユ・ドゥ・ギュルザン (Caille de Gurzan) が皇帝の使者としてその任務につくが、仲裁の基本線は都市を単にベランジェ五世の利益のために服従せしめるのではなくて、平和を取戻すことであつた。これは仲裁判決文に記載せられた後述の仲裁条件から十分に察知することが出来る。<sup>(15)</sup> 一二三三年三月二三日にマルセーユにおけるトゥールーズ伯の *vignier* ジュールダン・ドゥ・ランタール (Jourdan de Lantar) トゥールーズ伯の代弁者ボン・アスボォ (Pons Asbaud) 並びにタラスコンの *podestat* ジロォ・アミック (尤も彼はその権限をボン・アスボォに委任した) を召集

バルセローナ伯支配下のプロヴァンス都市制度の動向

して戦争終結の同意を得、更に四月二四日にはトゥールーズ伯が自ら並びにタラスコンをも含めた同盟者の名において同意をなした。六月二八日にはカイユはベランジェ五世、アヴィニョンの司教 (Bernard) 及び podestat (Perceval Doria) を伴つてタラスコンに赴き具体的解決を計つた。この際ベランジェ五世はタラスコンの podestat アミックとの交渉を拒否したので、二人の syndics (騎士でもある Bertrand Bargoinna と prud'homme である Guillaume Adheimar) によつて会談が催せられた。

ベランジェ五世はタラスコン市民に一連の損害を訴えた。耐えられない侮辱を申立てると共に castrum 及び所有物の破壊並びに伯に加担した者の住居破壊と財産競売とによつて生じた損害にとり莫大な金額 (castrum 及び villa 並びに伯の他の場所での損害一〇、〇〇〇マルク以上、伯への加担者の損害一、〇〇〇マルク以上 p. 284 no. 186) を要求した。タラスコンの syndics はこの抗弁として伯が強制的に consulat を購入し、都市への約束を果さなかつたことを主張した。一二二七年に prud'hommes の財産を没収したことを批難し、プロヴァンス伯が戦争を仕掛けたのであるから、蒙つた損害のすべてはその応報であるとし、伯への加担者の損害も亦自らの責任に帰すべきものであるとした。そして伯が要求する同じ金額を反対に市民が蒙つた損害として主張すると共に、更に測ることの出来ない精神的損害をも訴えた (pp. 284 sq. no. 186)。

カイユの両当事者に対する裁断の主なものを整理すれば以下の如くである。先ず、プロヴァンス伯にとつては、(一) 専制的に伯によつて購入せられた consulat を、それに附随したすべての権利、就中裁判権と共にタラスコンに返す。但し、都市は podestat に頼ることを禁ぜられた。<sup>(16)</sup> これは都市が伯になした唯一の譲歩である。(二) 将来都市の自発的同意なくして consulat 又はそれに附随する権利の一部を買戻すことを禁ずる。<sup>(17)</sup> (三) 徒党が consulat を分裂させるような場合に、どちらの党派にも援助を与えてはならず、その善後策についてアヴィニョンの司教の判断を待たなければならぬ。伯は都市の全住民及び全財産に保護を与える義務を負う。(四) 伯は consulat に如何なる程度においても参加することは出来ない。<sup>(18)</sup> 次にタラ

スコンにとつては、(一)タラスコンに帰還した伯への加担者を他住民と同様に取扱わなければならぬ。かくすることによつて、アマミック及びその役人は本年を限り執務することが許される。(二)伯に蒙らせた物的損害の一二〇、〇〇〇 Solidorum Raimundensium に及ぶ補償をなし、且つ翌年までに *castrum* を再建しなければならぬ<sup>(21)</sup>。(三)伯から不法奪取したすべての収益を返還し、その収益を抵当として伯に貸付を行つていた債権者に弁償しなければならぬ<sup>(22)</sup>。(四)戦争中の捕虜を引渡し、ベランジエ五世に臣従しなければならぬ。

なお、(一)将来に互つて平和を保証するために、アルル市民との友好関係をもたらし、(二)ベランジエ五世とアマミックとを和解させる必要があつた。前者は容易に達せられたが、後者は単に伯の消極的約束を得たに過ぎない。しかし、仲裁後約一カ月にしてアルフォング一世によつて一一六八年及び八四年に与えられた通行税その他の特権がベランジエ五世によつて確認せられてゐる(p. 292 nos. 187, 188, 189)ところから、この仲裁は兎に角成功を収めたということが出来よう。以上のような経過を経て、且つ多額の犠牲を払つて、タラスコンは、プロヴァンス伯の集権的体制を旨す政策に対し自己の *consulat* を再び確認せしめることが出来たのである。

- (一) Sautel, G.: Les villes du Midi méditerranéen au Moyen Age, dans *Recueils de la Société Jean Bodin*, VII, La ville, institutions économiques et sociales, Bruxelles 1954, p. 314.
- (二) Petit-Dutaillis, Ch.: Les communes françaises, Paris 1947, p. 21 及び Lemarignier, J.-F.: Note sur les échevins dans les établissements en Rouen, influence flamande sur les institutions municipales normandes? *Revue du Nord*, t. XL (1956) pp. 319 sqq. を見よ。
- (三) Sautel, G.: *op. cit.*, p. 326.
- (四) 一巻では九四二年。Lot, F.: Recherches sur la population et superficie des cités remontant à la période gallo-romaine, I 2, Paris, 1946, p. 262.
- (五) Basquet, R. et Bourrilly V. L.: Histoire de la Provence, (Que sais je?) 1944, p. 46.
- (六) Benoit, F.: Recueil des actes des comtes de provence appartenant à la maison de Barcelone, Alphonse II et Raimont Bérenger V (1196-1245), t. II, Monaco-Paris 1925, pp. 28 sq. no. 28 “ et in perpetuum confirmo omnes libertates et antiquas consuetudines vestras quascumque habebitis in consulatu vestro, et franchisias et omnes omnino immunitates quas habuistis tam in aquis quam in terris, per totum comitatum

meum, tempore domini avi mei illustris comitis Barcinonensis et domini patris mei regis Aragonum.”

(7) *Ibid.*, p. 83 no. 69.

(8) この「平和令」はプロヴァンス伯領すべてに適用せられた。第五条に次の規定がある。“V. Item, statutum est ut conjurationes vel conspirationes vel confratrie vel consularis non fiant in civitatibus vel castris vel villis, sine voluntate et consensu expresso dominorum ipsorum locorum; et si contra fuerit, pax assisteret dominis, sicut dictum est, contra eos.” (*Ibid.*, pp. 154 sq. no. 57)

(9) *Ibid.*, p. 210 XIV.

(10) 一二三〇年四月四日にグラスの市民との取極めが成立し、consulatは廃止せられ伯の支配下に置かれた(*Ibid.*, p. 122 no. 40)。しかし、取極めが完全に履行せられなかつたのか或いは市民によつて程なく再建せられたのか不明であるが、一二三四年四月五日には五カ年間 Hugues Sicaud をグラスの baillie に任じ、伯の裁判権を再興すると共に consulat 及び confrérie を廃止せしめる使命を負わせた。Sicaud は急速に confrérie 及びその他の conjurations, sociétés を廃止するごとを約束しつゝ (*Ibid.*, p. 173 no. 75)。一二三七年七月二十四日に再度廃止の規定が設けられ、Hugues d'Escalapon とその仲間が与えられ、グラスの市壁はそのまま放置し、市民の特権と伯への義務とが確定せられる (*Ibid.*, pp. 221 sqq. no. 112)。

(11) 初期には、vingtier は自治を伯が尊重した都市の行政機関に伯の代弁者として加えられた者で、そして baillie は広大な地域の行政を負わせられた伯の支配者を指した。しかしこの差違は間もなく変化し、前者は後者よりもより高位の役人を指すようになった (*Ibid.*, t. I, pp. 38 sq.)。

(12) これに關する直接史料には、“cedimus et desamparamus consularium Tharasonis et omnes firmancias et justitias nostras ad nos pertinentes et hannos et XIII<sup>m</sup> denarios quos in nova gysa salis percipiebamus……” (*Ibid.*, t. II, p. 197 no. 100) となつてゐるが、後述の *Carte de Gurzan* の仲裁判決文には“dominus comes Provinciae injuste abstrulerat eis consularium castri Tharasonis et occupaverat, et per vim cum hominibus armatis compulerat ad vendendum sibi consularium milites et probos homines Tharasonis.” (*Ibid.*, p. 284 no. 186) となつてゐる。市民によつては強制的な行為であつたことは事実である。syndicat にいつて附言する。南フランス都市の政治形態には二種ある。一つは consulat であり、他は syndicat である。前者は政治的、司法的、軍事的な重要な権限を持つ consuls によつて統治せられた。後者はおける syndics は彼等を選出した共同体のみを代表し(例えばタラスコンの史料でも *syndics universitatis* と言われる)その権限は領主から発するものでなく且つ比較的狭い。その機能も行政上及び財政上の範囲を出なかつた。都市領主に対して共同体の単純な代表者である syndics は、共同体の関心において行動し、起源的には最も屢々一時的権限しか持たない。しかし時代が経つにつれてこの制度が安定し、永続的か又は一定期間毎に更新せられた syndicat を持つに至つた(例えば Tournon, Carpentras, Le Puy) (Timbal, P. G.: Les villes de consular dans le Midi de la France, histoire de leurs institutions administratives et judiciaires, dans *Recueils de la Société Jean Bodin*, VI, La ville, pp. 343 sq.)。タラスコンの場合には、過去に譲渡せられた古く自由と immunity とが再び与へられてゐるが、嘗て consulat に帰属しつゝた裁判権は譲渡から除外せられた( Benoît, t. II, pp. 205 sq. no. 101)。翌年にも特權譲渡が行われたが、矢張り伯の裁判権は認めしめてゐる (*Ibid.*, p. 218 no. 108)。

(13) この時トゥールーズ伯の代弁者 (Guillaume Angier) と条約を更新し、教会、皇帝、フランス国王、アルル人に対する伯の敵対行動に支援を与へることを約した (Fredet-Delbecque, C.: Le consular de Tarascon, les dernières luttes pour l'indépendance (1229-1256), dans *Mélanges*

Busquet, p. 68. この論文はタラスコン市民のプロヴァンス伯への実力行使の経過について詳しい。以下の叙述もこれに負うところ大であるが、出来る限り Benoit の史料集との関連に意を用いた。

(14) プロヴァンス伯への加担者は史料中 milites et alii 又は milites ac alii と呼ばれてゐるがより容易に推測せられる。

(15) この仲裁判決文は Benoit の史料集 (I. II, pp. 282 sqq. no. 186) に掲載せられている。長文で内容はプロヴァンス伯についてタラスコンの代表者の串立てが記載せられ、次いで仲裁条件と將來への保証とが続く。

(16) "dictum consulum cum omni pleno jure suo et plenissimam jurisdictionem habeat, teneat, possideat vel quasi possideat nunc et in perpetuum, sine potestate tantum, sicut consueti sunt habere, sine inquietatione aliqua,....." (Ibid. p. 285 no. 186)

(17) "emat seu acquirat, aliqua occasione seu titulo seu causa, consulum castri Tharasconis vel aliquam partem consulum, ultra ingenii subtilitate aliquo tempore, nisi ferret de gratuito consensu totius universitatis Tharasconis." (Ibid., p. 286 no. 186)

(18) "si forte.....inter Tharascenses aliquo tempore aliqua discordia oriretur, neutram partium dominus comes teneat, nec uni det contra alteram consilium, auxilium vel juvamen..... si forte super predictis aliqua discordia oriretur, per dominum Avinionensem episcopum illa discordia terminetur.....dominus comes Province suscipiat in custodia, fide et protectione sua omnes milites et omnes probos homines et omnes personas castri Tharasconis..... et omnes res eorum,....." (Ibid., pp. 287 sq. no. 186)

(19) "non teneatur cavere, satisfacere, firmare seu litigare in manibus seu curia consulum Tharasconis seu consulum, ipse vel aliquis pro eo,....." (Ibid., p. 286 no. 186)

(20) "Gerardo Amico, .....licet potestariam castri Tharasconis retinere per se vel per interpositam personam per annum istum numerandum a principio sui regiminis,....." "tractent eos (=milites et alii qui exiverunt de Tharascone) sicut illos qui remanserunt tractare teneant, et hoc sibi promittant in publica contione." (Ibid., p. 287 no. 186)

(21) 補償額の内訳は、伯 (60, 000s)、伯夫人 (10, 000s)、milites et alii (40, 000s)、Gaille (10, 000s) であり、支払方法については詳細な記載がみられ (Ibid., pp. 286sq. no. 186) "universitas Tharasconis reficiat et restituat domino comiti Province castrium Tharasconis, avium seu Paternum, expensis propriis, a festo sancti Michaelis in annum,....." (Ibid., p. 286 no. 186)

(22) "redditis omnes, (quod) quos percipit commune Tharasconis de proventus domini comitis, sibi restituat, et creditores qui inde aliquid perciperunt, illud habeant et computent in solutum." (Ibid., p. 286 no. 186)

(23) "omnes capti ab utraque parte et manutationes eorum, deductis impensis competentibus, absolvantur." "universitas Tharasconis faciat fidelitatem domino comiti Province....." (Ibid., p. 288 no. 186)